

2 地方都市における地域活性化 3 計画の実施状況

調査の結果	説明図表番号
<p>地方都市においてこれまでに実施された地域活性化 3 計画の効果の発現状況等を把握及び分析するため、平成 18 年度から 20 年度までに作成され、国から認定を受け、又は国に提出し交付金が充てられた 482 計画のうち平成 22 年 10 月時点で人口 10 万人以上の市が作成した 321 計画から、今回、291 計画（注）を抽出し、その実施状況、国の支援施策の活用状況、効果の発現状況等について調査した結果は、以下のとおりである。</p> <p>（注）地域再生計画 76 計画（57 市）、都市再生整備計画 171 計画（94 市）、中心市街地活性化基本計画 44 計画（42 市）</p>	<p>表 2-① 表 2-②</p>
<p>(1) 実施概況、国の支援施策の活用状況</p>	
<p>ア 実施概況</p> <p>291 計画において実施された事業は 6,173 事業で、そのうち国の支援施策を活用した事業が 4,569 事業（74.0%）、国の支援を受けない地域独自の事業が 1,604 事業（26.0%）であった。</p>	<p>表 2-(1)-ア</p>
<p>イ 国の支援施策の活用状況</p> <p>国の支援施策を活用した 4,569 事業のうち、国から計画の認定を受け又は国に計画を提出することによる特別の措置を活用した事業は 3,942 事業（86.3%）で、特別の措置ではない国の支援施策を活用した事業は 627 事業（13.7%）であった。</p>	<p>表 2-(1)-イ</p>
<p>(ア) 地域再生計画</p>	
<p>地域再生計画において、国の支援施策を活用した事業は 296 事業で、そのうち特別の措置を活用したものが 254 事業であった。</p> <p>地域再生計画における特別の措置は、「地域再生計画認定申請マニュアル」（内閣府）の「地域再生計画・支援措置一覧」（注）に整理されており、同一覧に掲載されているメニュー数は、平成 18 年度から 27 年度までの平均で 56.0 である。254 事業における活用状況を同一覧に従って整理すると、i) 「実践型地域雇用創造事業」が 96 事業、ii) 地域再生基盤強化交付金の 3 メニュー（「道整備交付金」が 46 事業、「汚水処理施設整備交付金」が 15 事業、「港整備交付金」が 15 事業）が 76 事業であり、そのほか 26 メニューが活用されており、活用されたメニュー数は合計 30 であった。</p>	<p>表 2-(1)-イ- (ア)-①、②</p>
<p>（注）各特別の措置の名称は平成 27 年度の地域再生計画・支援措置一覧の名称としており、事業数は 26 年度以前の特別の措置名で活用されたものも含んでいる。都市再生整備計画及び中心市街地活性化基本計画についても同様である。</p>	

<p>(イ) 都市再生整備計画</p> <p>都市再生整備計画において、国の支援施策を活用した事業は 2,736 事業で、そのうち、特別の措置である都市再生法第 47 条第 2 項の交付金（予算名：社会資本整備総合交付金（都市再生整備計画事業））を活用したものが 2,313 事業であった。</p> <p>同交付金のメニュー数は、社会資本整備総合交付金交付要綱（平成 22 年 3 月 26 日国土交通事務次官通知。以下「社総交交付要綱」という。）の「都市再生整備計画事業の交付対象事業」の整理によると、平成 18 年度から 27 年度までの平均で 26.3 である。2,313 事業における活用状況を社総交交付要綱に従って整理すると、i)「道路」が 736 事業、ii)「地域創造支援事業」が 505 事業、iii)「地域生活基盤施設」（緑地、広場等）が 276 事業、iv)「高質空間形成施設」（植栽・緑化、電線類埋設・移設等）が 177 事業であり、そのほか 15 メニューが活用されており、活用されたメニュー数は合計 19 であった。</p> <p>上記 ii) の地域創造支援事業については、国土交通省は、市町村が自主性・裁量性を発揮し、地域の創意工夫をいかした事業の実施が可能としている。同メニューが活用された 505 事業の内容をみると、交流施設整備（93 事業）、イベント（34 事業）、上下水道整備（31 事業）、防災・防犯施設設備設置（30 事業）等であった。</p>	<p>表 2-(1)-イ-(イ)-①、②</p> <p>表 2-(1)-イ-(イ)-③</p> <p>表 2-(1)-イ-(イ)-④</p>
<p>(ウ) 中心市街地活性化基本計画</p> <p>中心市街地活性化基本計画において、国の支援施策を活用した事業は 1,537 事業で、そのうち特別の措置を活用したものが 1,375 事業であった。</p> <p>中心市街地活性化基本計画における特別の措置は、「中心市街地活性化基本計画認定申請マニュアル」（内閣府）の「支援措置一覧」に整理されており、同一覧に掲載されているメニュー数は、平成 18 年度から 27 年度までの平均で 78.7 であった。1,375 事業における活用状況を同一覧に従って整理すると、i)「社会資本整備総合交付金（都市再生整備計画事業）」が 503 事業、ii)「中心市街地活性化ソフト事業」が 346 事業、iii)「戦略的中心市街地商業等活性化支援事業費補助金」（民間が行う商業施設の整備等）が 94 事業、iv)「社会資本整備総合交付金（道路事業（街路）」）が 58 事業であり、そのほか 40 メニューが活用されており、活用されたメニュー数は合計 44 であった。</p> <p>上記 i) の「社会資本整備総合交付金（都市再生整備計画事業）」は、上記(イ)の交付金と同じものであるため、(イ)と同様に社総交交付要綱のメニューに従って整理すると、i)「地域創造支援事業」が 146 事業、ii)「道路」が 106 事業、iii)「高質空間形成施設」が 70 事業、iv)「地</p>	<p>表 2-(1)-イ-(ウ)-①、②、③</p> <p>表 2-(1)-イ-(ウ)-④、⑤</p>

<p>域生活基盤施設」が64事業等であった。また、i)の「地域創造支援事業」146事業の内容をみると、交流施設整備(38事業)、イベント(15事業)、空き店舗活用・開業支援(12事業)、公園・広場・遊歩道(8事業)等であった。</p>	
<p>ウ 地域独自の事業</p>	
<p>(7) 地域再生計画</p>	
<p>地域再生計画においては、390事業の地域独自の事業が実施されており、その内容は、次のとおりとなっている。</p>	<p>表2-(1)-ウ</p>
<p>① 市が単独で実施した事業が249事業(63.8%)で、そのうち、計画作成を契機に新たに取り組んだ事業が、企業誘致・開業支援(15事業)、イベント(12事業)、地域美化活動の推進(5事業)、施設運営(5事業)など65事業</p>	<p>表2-(1)-ウ- (7)</p>
<p>② 民間等が実施した事業(市と共同で実施する事業を含む。以下同じ。)が80事業(20.5%)で、そのうち、計画作成を契機に新たに取り組んだ事業が、イベント(16事業)、商品・技術開発(8事業)など38事業</p>	
<p>③ 都道府県が実施した事業(市と共同で実施する事業を含む。以下同じ。)が61事業(15.5%)で、そのうち、計画作成を契機に新たに取り組んだ事業が、道路舗装(2事業)など11事業</p>	
<p>(イ) 都市再生整備計画</p>	
<p>都市再生整備計画においては、138事業の地域独自の事業が実施されており、その内容は、次のとおりとなっている。</p>	
<p>① 市が単独で実施した事業が82事業(59.4%)で、そのうち、計画作成を契機に新たに取り組んだ事業が、庁舎整備(10事業)、案内板等設置(7事業)、道路維持修繕(5事業)など64事業</p>	<p>表2-(1)-ウ- (イ)</p>
<p>② 民間等が実施した事業が46事業(33.3%)で、そのうち、計画作成を契機に新たに取り組んだ事業が、イベント(4事業)など17事業</p>	
<p>③ 都道府県が実施した事業が10事業(7.2%)で、そのうち、計画作成を契機に新たに取り組んだ事業が、河川改修(2事業)など5事業</p>	
<p>(ウ) 中心市街地活性化基本計画</p>	
<p>中心市街地活性化基本計画においては、1,076事業の地域独自の事業が実施されており、その内容は、次のとおりとなっている。</p>	<p>表2-(1)-ウ- (ウ)</p>
<p>① 市が単独で実施した事業が395事業(36.7%)で、そのうち、計</p>	

<p>画作成を契機に新たに取り組んだ事業が、調査・検討（14 事業）、情報発信（生活情報、空き家等）（13 事業）、空き店舗活用・開業支援（13 事業）、イベント（12 事業）など 115 事業</p> <p>② 民間等が実施した事業が 657 事業（61.1%）で、そのうち、画作成を契機に新たに取り組んだ事業が、イベント（49 事業）、情報発信（観光情報、空き店舗等）（34 事業）、商品券発行等の販売促進活動（30 事業）、商業施設等整備（28 事業）など 303 事業</p> <p>③ 都道府県が実施した事業が 24 事業（2.2%）で、そのうち、画作成を契機に新たに取り組んだ事業が、調査・検討（3 事業）など 10 事業</p> <p>このように、地域活性化 3 計画を作成した市は、特別の措置等の国の支援施策を活用しつつ、地域独自の事業も実施して、計画を推進している。</p>	
--	--

表 2-① 地方都市における地域活性化 3 計画の作成状況

(単位：計画)

区 分	平成 18 年度	19 年度	20 年度	合 計
地域再生計画	61	47	31	139
都市再生整備計画	135	86	66	287
中心市街地活性化基本計画	2	22	32	56
合 計	198	155	129	482

(注) 内閣府地方創生推進室ホームページ及び国土交通省提出資料に基づき、当省が作成した。

表 2-② 調査対象計画一覧

表 2-②- i 地域再生計画

番号	計画名	作成市 (作成主体)	計画期間
1	アートツールを活用した地域コミュニティの再生	札幌市	平成 18 年 7 月 3 日 ～19 年 3 月 31 日
2	さっぽろ発☆ブランドに磨きをかける食・健康・新産業人材雇用創出プロジェクト	札幌市	平成 20 年 6 月 25 日 ～23 年 3 月 31 日
3	釧路市雇用創造計画	釧路市	平成 20 年 6 月 25 日 ～23 年 3 月 31 日
4	「食」を中心とした地場産業の振興による雇用促進計画	帯広市	平成 18 年 7 月 3 日 ～24 年 3 月 31 日
5	馬文化を活用した地域活性化計画	帯広市	平成 20 年 7 月 9 日 ～21 年 3 月 31 日
6	北見市工学的農業ビジネス創造計画	北見市	平成 18 年 7 月 3 日 ～23 年 3 月 31 日
7	即戦力となる中核的人材創出計画	北見市	平成 19 年 9 月 20 日 ～22 年 3 月 31 日
8	旧病院施設を活用した福祉と教育の拠点による市中心部再生計画	苫小牧市	平成 19 年 4 月 1 日 ～26 年 3 月 31 日
9	人材誘致と人材育成による雇用創出・拡大事業	苫小牧市	平成 19 年 11 月 22 日 ～22 年 3 月 31 日
10	ふゆみずたんぼを利用した環境と暮らしの再生プロジェクト	大崎市	平成 18 年 7 月 3 日 ～21 年 3 月 31 日
11	地域の人材育成を通じた中心市街地活性化と企業誘致による雇用創出プラン	青森市	平成 20 年 6 月 25 日 ～23 年 3 月 31 日
12	『遊休農地等を活用した新たなチャレンジ』計画	青森市	平成 18 年 7 月 3 日 ～23 年 3 月 31 日
13	弘前型「産業集積と観光振興」による雇用創出プラン	弘前市	平成 20 年 6 月 25 日 ～23 年 3 月 31 日
14	八戸の地域ポテンシャルを活かした「食」関連産業の活力創出による雇用創造計画	八戸市	平成 19 年 9 月 20 日 ～22 年 3 月 31 日
15	秋田水環境創造計画	秋田市	平成 19 年 4 月 1 日 ～25 年 3 月 31 日
16	秋田地域雇用創造計画～知識集約型産業化推進による少子高齢社会に対応した「秋田型雇用システム」の創造～	秋田市・由利本荘市・潟上市・大仙市	平成 19 年 9 月 20 日 ～22 年 3 月 31 日

番号	計画名	作成市（作成主体）	計画期間
17	人いきいき生活環境再生計画	酒田市	平成 21 年 4 月 1 日 ～26 年 3 月 31 日
18	産業観光を活かした会津地域雇用創造プロジェクト	福島県・会津若松市・喜多方市・下郷町・檜枝岐村・只見町・南会津町・北塩原村・西会津町・磐梯町・猪苗代町・会津坂下町・湯川村・柳津町・三島町・金山町・昭和村・会津美里町	平成 20 年 6 月 25 日 ～23 年 3 月 31 日
19	地域資源を活かしたトカイナカ交流促進計画	茨城県・土浦市・石岡市・小美玉市	平成 20 年 4 月 1 日 ～25 年 3 月 31 日
20	人と自然が共生した市街地周辺生活環境再生計画	水戸市	平成 21 年 4 月 1 日 ～26 年 3 月 31 日
21	「都市」との交流による農山村地域再生プロジェクト	日立市	平成 20 年 4 月 1 日 ～23 年 3 月 31 日
22	「観光立市つくば」地域再生計画	つくば市	平成 18 年 11 月 16 日 ～21 年 3 月 31 日
23	魅力あふれる地域 あすの活力を育むうつのみやのまちづくり計画	栃木県・宇都宮市	平成 19 年 4 月 1 日 ～24 年 3 月 31 日
24	「小江戸とちぎ・復活清流巴波川」水都再生計画	栃木市	平成 19 年 4 月 1 日 ～24 年 3 月 31 日
25	廃校を活用した子どもから高齢者までが元気で心豊かに暮らせるまちづくり	桐生市	平成 20 年 4 月 1 日 ～25 年 3 月 31 日
26	越路・小国地域の優れた自然環境と観光資源が広域的に連携した観光交流ネットワーク計画	新潟県・長岡市	平成 20 年 4 月 1 日 ～25 年 3 月 31 日
27	公共施設の転用による福祉水準向上計画	新潟市	平成 19 年 6 月 21 日 ～24 年 3 月 31 日
28	『自然豊かなフルーツと伝説の里』づくり計画	長野県・長野市	平成 19 年 4 月 1 日 ～24 年 3 月 31 日
29	子育て支援施策と生涯学習施策による中心市街地の再生	長野市	平成 18 年 11 月 16 日 ～20 年 3 月 31 日
30	伝統的食品加工技術の革新による“ながのブランド郷土食”創出に向けた人材育成計画	長野市	平成 19 年 7 月 4 日 ～24 年 3 月 31 日
31	金型関連産業の人材力強化による地域ものづくり基盤再生構想	岐阜県・大垣市	平成 18 年 7 月 3 日 ～26 年 3 月 31 日
32	知の拠点活用による浜松ものづくり産業再生計画	静岡県・浜松市	平成 18 年 7 月 3 日 ～23 年 3 月 31 日
33	磐田市水環境再生計画	磐田市	平成 19 年 4 月 1 日 ～23 年 3 月 31 日
34	静岡市学校施設を経営資源とした市民協働型まちづくり計画	静岡市	平成 19 年 4 月 1 日 ～22 年 3 月 31 日

番号	計画名	作成市（作成主体）	計画期間
35	伊勢湾内のイカナゴ漁を守る、安心安全、活気あるみなとづくり	三重県・津市	平成19年4月1日 ～24年3月31日
36	「きみの背中をまちが支える」若者の就職を地域で後押しするまち・いせ	伊勢市	平成19年7月4日 ～23年3月31日
37	城と湖と緑のまち・彦根再生計画～地域固有のまちなみ再生による世界遺産都市への挑戦～	彦根市	平成18年11月16日 ～26年3月31日
38	魅力ある教育創造計画	姫路市	平成20年3月31日 ～27年3月31日
39	「住みたい、住ませたいまち」わかやま市	和歌山市	平成18年4月1日 ～23年3月31日
40	安全・安心で賑わいのあるみなと創出計画	広島県・竹原市・三原市・東広島市	平成18年4月1日 ～23年3月31日
41	「水の都ひろしま」市街地周辺水資源再生計画	広島市	平成20年4月1日 ～27年3月31日
42	「とっとり高度人財『燦然』プラン」－高度な技術者等の育成を通じた産業集積の実現による持続的な雇用創造－	鳥取県・米子市・倉吉市・境港市・岩美町・若桜町・智頭町・八頭町・三朝町・湯梨浜町・琴浦町・北栄町・日吉津村・大山町・南部町・伯耆町・日南町・日野町・江府町	平成20年11月11日 ～23年3月31日
43	歴史・文化資源と自然資源を活用した観光回廊づくり計画	島根県・出雲市	平成20年4月1日 ～25年3月31日
44	出雲市「地域・市民活動の輪」活性化再生計画	出雲市	平成20年7月1日 ～25年3月31日
45	「山代の里は水源の郷」～住んでよし訪れてよしの山代を目指して～	山口県・岩国市	平成20年4月1日 ～25年3月31日
46	大学と連携した“都市と農村の再生”プラン	山口市	平成19年4月1日 ～22年3月31日
47	まちなかサテライト輝きプラン	周南市	平成18年4月1日 ～21年3月31日
48	心と体のリフレッシュの舞台となるオアシスゾーンを目指して	香川県・高松市	平成19年4月1日 ～24年3月31日
49	とくしま・水のかがやき再生計画	徳島市	平成20年4月1日 ～23年3月31日
50	「LEDが魅せるまち・とくしま」推進プロジェクト	徳島市	平成20年4月1日 ～23年3月31日
51	松山ふれあい・島めぐり港再生計画	愛媛県・松山市	平成19年4月1日 ～24年3月31日
52	「坂の上の雲」のまち松山 安全・安心のみちづくり整備計画	愛媛県・松山市	平成21年4月1日 ～26年3月31日 (認定日：平成21年3月27日)
53	急潮今治・上島「うみのまち」再生計画～港の連携・皆との交流～	愛媛県・今治市・上島町	平成21年4月1日 ～26年3月31日

番号	計画名	作成市（作成主体）	計画期間
			（認定日：平成21年3月27日）
54	健康志向高品質かんきつ産地形成による地域再生	松山市	平成18年7月3日～23年3月31日
55	「西条市食品加工流通コンビナート構想」推進計画	西条市	平成18年7月3日～23年3月31日
56	県都がリード！観光、ものづくり産業と中小企業の活性化で輝く未来の創造をめざす人材育成・雇用創出事業	高知市	平成19年9月20日～22年3月31日
57	団塊の世代等を対象とした生涯現役型社会の環境づくり	北九州市	平成18年11月16日～21年3月31日
58	九州・アジアの賑わいの都「福岡」	福岡市	平成19年4月1日～26年3月31日
59	大牟田新グランドデザイン	大牟田市	平成18年4月1日～22年3月31日
60	有明海再生を支えるみなとづくり計画	佐賀県・佐賀市	平成19年4月1日～22年3月31日
61	地域資源をイカし都市との交流を推進するみなとづくり計画	佐賀県・唐津市	平成19年4月1日～24年3月31日
62	唐津焼グローバルブランド創出計画	唐津市	平成20年7月9日～25年3月31日
63	「ものづくり」と「観光」のまち長崎の再生を核とした雇用創出計画	長崎市	平成18年7月3日～21年3月31日
64	エコツーリズムの推進による魅力あふれる観光資源の活用と、情報通信産業の集積を核とした雇用機会の増大	佐世保市	平成19年9月20日～22年3月31日
65	市営住宅（宇久町）有効活用構想	佐世保市	平成20年3月31日～30年3月31日
66	恵まれた資源を活かして、発展する豊かな八代再生計画	熊本県・八代市	平成19年4月1日～25年3月31日
67	「延岡市工業振興ビジョンの実現及び中心市街地活性化」による地域再生計画	延岡市	平成20年6月25日～23年3月31日
68	「にぎわいと活力あふれるまち元気都市・かごしま」を目指す人材育成・雇用創出事業	鹿児島市	平成20年6月25日～23年3月31日
69	なは情報通信産業の集積・振興による地域活性化計画	那覇市	平成18年7月3日～23年3月31日
70	周辺環境調和型「亜熱帯庭園都市」による地域活力の再生	那覇市	平成19年7月4日～27年12月31日
71	「あけもどろの那覇自立経済への第一歩」雇用創出プロジェクト	那覇市	平成19年9月20日～22年3月31日
72	「飛び立て社会へ」自立支援応援隊	那覇市	平成21年3月27日～24年3月31日
73	「てだこの都市（まち）」ものづくりタウン計画	浦添市	平成18年7月3日～21年3月31日
74	一人ひとりが輝く男女共同参画社会のまちづくり	浦添市	平成18年11月16日～21年3月31日

番号	計画名	作成市（作成主体）	計画期間
75	企業誘致による新規雇用の創出・地域経済の活性化計画	浦添市	平成19年7月4日 ～21年3月31日
76	うるま市振興QOLプロジェクト	うるま市	平成18年7月3日 ～22年3月31日
合計 76 計画			

(注) 1 当省の調査結果による。

2 「計画期間」については、計画書に計画期間が年度単位で記載されている場合は計画開始年の4月1日から計画終了年の3月31日までとし、年月単位で記載されている場合は計画開始月の1日から計画終了月の末日までとするなど、全て年月日単位に整理して記載している。

表 2-②- ii 都市再生整備計画

番号	計画名	作成市	計画期間
1	都市再生整備計画（厚別副都心地区）	札幌市	平成19年4月1日 ～23年3月31日
2	都市再生整備計画（藻岩山・山鼻・曙（路面電車沿線）地区）	札幌市	平成20年4月1日 ～25年3月31日
3	都市再生整備計画（西部地区）	函館市	平成18年4月1日 ～23年3月31日
4	都市再生整備計画（釧路川水際交流拠点地区）	釧路市	平成18年4月1日 ～23年3月31日
5	都市再生整備計画（阿寒湖温泉地区）	釧路市	平成18年4月1日 ～22年3月31日
6	都市再生整備計画（留辺蘂町温根湯温泉地区）	北見市	平成20年4月1日 ～25年3月31日
7	都市再生整備計画（沼ノ端・ウトナイ地区）	苫小牧市	平成19年4月1日 ～23年3月31日
8	都市再生整備計画（古川地区）	大崎市	平成19年4月1日 ～24年3月31日
9	新幹線新青森駅・青森駅周辺地区	青森市	平成18年4月1日 ～23年3月31日
10	都市再生整備計画（盛岡駅西口地区）	盛岡市	平成3年4月1日～29年3月31日 （交付期間：平成19年4月1日～24年3月31日）
11	都市再生整備計画（盛岡南地区）	盛岡市	平成19年4月1日～29年3月31日 （交付期間：平成19年4月1日～24年3月31日）
12	都市再生整備計画（盛岡城跡公園周辺地区）	盛岡市	平成20年4月1日 ～25年3月31日
13	都市再生整備計画（一関駅周辺地区）	一関市	平成18年4月1日 ～23年3月31日
14	都市再生整備計画（猊鼻溪駅周辺地区）	一関市	平成18年4月1日 ～23年3月31日
15	都市再生整備計画（千厩地区）	一関市	平成19年4月1日 ～24年3月31日
16	都市再生整備計画（水沢駅西地区）	奥州市	平成18年4月1日 ～23年3月31日

番号	計画名	作成市	計画期間
17	都市再生整備計画（前沢地区）	奥州市	平成19年4月1日 ～24年3月31日
18	都市再生整備計画（大郷地区）	山形市	平成19年4月1日 ～22年3月31日
19	都市再生整備計画（藤島元町地区）	鶴岡市	平成18年4月1日 ～23年3月31日
20	都市再生整備計画（福島都心地区）	福島市	平成18年4月1日 ～23年3月31日
21	都市再生整備計画（飯坂地区）	福島市	平成18年4月1日 ～23年3月31日
22	都市再生整備計画（富田・富久山地区）	郡山市	平成18年4月1日 ～23年3月31日
23	都市再生整備計画（郡山駅前西口地区）	郡山市	平成18年4月1日 ～23年3月31日
24	都市再生整備計画（本町・小原田地区）	郡山市	平成19年4月1日 ～24年3月31日
25	都市再生整備計画（開成山地区）	郡山市	平成20年4月1日 ～25年3月31日
26	都市再生整備計画（会津若松中央西地区）	会津若松市	平成18年4月1日 ～23年3月31日
27	都市再生整備計画（赤塚駅周辺地区）	水戸市	平成18年4月1日 ～23年3月31日
28	都市再生整備計画（新荘・常磐地区）	水戸市	平成19年4月1日 ～24年3月31日
29	都市再生整備計画（かみね公園観光拠点地区）	日立市	平成18年4月1日 ～23年3月31日
30	都市再生整備計画（日立駅周辺地区）	日立市	平成18年4月1日 ～23年3月31日
31	都市再生整備計画（久慈浜地区）	日立市	平成20年4月1日 ～27年3月31日
32	都市再生整備計画（明野地区）	筑西市	平成19年4月1日 ～24年3月31日
33	都市再生整備計画（下館駅北地区）	筑西市	平成20年4月1日 ～25年3月31日
34	都市再生整備計画（宇都宮駅周辺地区）	宇都宮市	平成18年4月1日 ～23年3月31日
35	都市再生整備計画（雀宮駅周辺地区）	宇都宮市	平成19年4月1日 ～24年3月31日
36	都市再生整備計画（宇都宮テクノポリスセンター地区）	宇都宮市	平成19年4月1日 ～24年3月31日
37	都市再生整備計画（中里・金田地区）	宇都宮市	平成19年4月1日 ～24年3月31日
38	都市再生整備計画（宇都宮大学東南部地区）	宇都宮市	平成20年4月1日 ～25年3月31日
39	都市再生整備計画（間々田駅周辺地区）	小山市	平成18年4月1日 ～23年3月31日
40	都市再生整備計画（羽川地区）	小山市	平成18年4月1日 ～23年3月31日

番号	計画名	作成市	計画期間
41	都市再生整備計画（思川駅周辺地区）	小山市	平成18年4月1日 ～23年3月31日
42	都市再生整備計画（栗宮地区）	小山市	平成20年4月1日 ～25年3月31日
43	都市再生整備計画（佐野駅周辺地区）	佐野市	平成19年4月1日 ～24年3月31日
44	都市再生整備計画（大平中央地区）	栃木市	平成19年4月1日 ～24年3月31日
45	都市再生整備計画（駒形周辺地区）	前橋市	平成18年4月1日 ～23年3月31日
46	都市再生整備計画（前橋駅周辺地区）	前橋市	平成19年4月1日 ～24年3月31日
47	都市再生整備計画（高崎市中心市街地地区）	高崎市	平成18年4月1日 ～23年3月31日
48	都市再生整備計画（歴史とコミュニティ再生赤石地区）	伊勢崎市	平成18年4月1日 ～23年3月31日
49	都市再生整備計画（太田市中心市街地地区）	太田市	平成18年4月1日 ～23年3月31日
50	都市再生整備計画（太田市尾島地区）	太田市	平成20年4月1日 ～25年3月31日
51	都市再生整備計画（古町地区）	新潟市	平成18年4月1日 ～23年3月31日
52	都市再生整備計画（JR新潟駅周辺地区）	新潟市	平成20年4月1日 ～25年3月31日
53	都市再生整備計画（JR白山駅周辺地区）	新潟市	平成20年4月1日 ～25年3月31日
54	都市再生整備計画（長岡市中心市街地地区）	長岡市	平成18年4月1日 ～23年3月31日
55	都市再生整備計画（長岡防災シビック・コア地区）	長岡市	平成18年4月1日 ～23年3月31日
56	都市再生整備計画（来迎寺地区）	長岡市	平成20年4月1日 ～24年3月31日
57	都市再生整備計画（高田雁木通り地区）	上越市	平成18年4月1日 ～23年3月31日
58	都市再生整備計画（関川東部下門前周辺地区）	上越市	平成20年4月1日 ～25年3月31日
59	都市再生整備計画（八千浦地区）	上越市	平成20年4月1日 ～25年3月31日
60	都市再生整備計画（土橋南地区）	上越市	平成20年4月1日 ～25年3月31日
61	都市再生整備計画（新発田北部地区）	新発田市	平成18年4月1日 ～23年3月31日
62	都市再生整備計画（長野駅周辺地区）	長野市	平成18年4月1日 ～23年3月31日
63	都市再生整備計画（平田新駅地区）	松本市	平成18年4月1日 ～23年3月31日
64	都市再生整備計画（女鳥羽川東地区）	松本市	平成20年4月1日 ～25年3月31日

番号	計画名	作成市	計画期間
65	都市再生整備計画（丸山羽場第二地区）	飯田市	平成18年4月1日 ～23年3月31日
66	都市再生整備計画（岩村田西地区）	佐久市	平成19年4月1日 ～24年3月31日
67	都市再生整備計画（千曲川リバーサイド地区）	上田市	平成20年4月1日 ～25年3月31日
68	都市再生整備計画（平坂東部地区）	西尾市	平成18年4月1日 ～23年3月31日
69	都市再生整備計画（越戸駅周辺地区）	豊田市	平成19年4月1日 ～24年3月31日
70	都市再生整備計画（豊田土橋地区）	豊田市	平成20年4月1日 ～25年3月31日
71	都市再生整備計画（安城北東地区）	安城市	平成18年4月1日 ～23年3月31日
72	都市再生整備計画（安城七夕地区）	安城市	平成18年4月1日 ～23年3月31日
73	都市再生整備計画（安城矢作川水辺地区）	安城市	平成20年4月1日 ～23年3月31日
74	都市再生整備計画（高山本線沿線地区）	富山市	平成18年4月1日 ～23年3月31日
75	都市再生整備計画（高岡駅周辺地区）	高岡市	平成18年4月1日～25年3月31日 （交付期間：平成18年4月1日～23年3月31日）
76	都市再生整備計画（新高岡駅（仮称）周辺地区）	高岡市	計画期間平成20年4月1日～27年3月31日 （交付期間：平成20年4月1日～25年3月31日）
77	都市再生整備計画（金沢城北地区）	金沢市	平成18年4月1日 ～23年3月31日
78	都市再生整備計画（金沢犀川南地区）	金沢市	平成18年4月1日 ～23年3月31日
79	都市再生整備計画（金沢西部地区）	金沢市	平成20年4月1日 ～25年3月31日
80	都市再生整備計画（栗津温泉地区）	小松市	平成18年4月1日 ～23年3月31日
81	都市再生整備計画（岐阜市柳津地区）	岐阜市	平成19年4月1日 ～24年3月31日
82	都市再生整備計画（大垣市中心市街地地区）	大垣市	平成18年4月1日 ～23年3月31日
83	都市再生整備計画（大垣市中山道赤坂宿周辺地区）	大垣市	平成18年4月1日 ～23年3月31日
84	都市再生整備計画（富士駅周辺地区）	富士市	平成18年4月1日 ～23年3月31日
85	都市再生整備計画（新富士駅周辺地区）	富士市	平成18年4月1日 ～23年3月31日
86	都市再生整備計画（神戸青葉台）	富士市	平成19年4月1日 ～24年3月31日

番号	計画名	作成市	計画期間
87	都市再生整備計画（舘山寺地区）	浜松市	平成18年4月1日 ～23年3月31日
88	都市再生整備計画（浜松駅周辺地区）	浜松市	平成19年4月1日 ～24年3月31日
89	都市再生整備計画（上島駅周辺地区）	浜松市	平成19年4月1日 ～22年3月31日
90	都市再生整備計画（遠州豊田PA周辺地区）	磐田市	平成18年4月1日 ～23年3月31日
91	都市再生整備計画（見付地区）	磐田市	平成18年4月1日 ～23年3月31日
92	都市再生整備計画（清水中心市街地活性化地区）	静岡市	平成18年4月1日 ～23年3月31日
93	都市再生整備計画（草薙駅周辺地区）	静岡市	平成19年4月1日 ～24年3月31日
94	都市再生整備計画（門池北部地区）	沼津市	平成18年4月1日 ～23年3月31日
95	都市再生整備計画（東海道原宿地区）	沼津市	平成18年4月1日 ～23年3月31日
96	都市再生整備計画（一身田寺内町地区）	津市	平成20年4月1日 ～25年3月31日
97	都市再生整備計画（川原町駅周辺地区）	四日市市	平成18年4月1日 ～21年3月31日
98	都市再生整備計画（松阪港・松阪駅東地区）	松阪市	平成18年4月1日 ～21年3月31日
99	都市再生整備計画（山田ルネサンスゾーン地区）	伊勢市	平成18年4月1日 ～23年3月31日
100	都市再生整備計画（小俣町本町地区）	伊勢市	平成18年4月1日 ～23年3月31日
101	都市再生整備計画（燈明寺地区）	福井市	平成18年4月1日 ～23年3月31日
102	都市再生整備計画（彦根駅東部地区）	彦根市	平成18年4月1日 ～23年3月31日
103	都市再生整備計画（豊富町甲丘地区）	姫路市	平成18年4月1日 ～21年3月31日
104	都市再生整備計画（姫路都心地区）	姫路市	平成18年4月1日 ～23年3月31日
105	都市再生整備計画（網干南地区）	姫路市	平成19年4月1日 ～24年3月31日
106	都市再生整備計画（直川地区）	和歌山市	平成19年4月1日 ～24年3月31日
107	都市再生整備計画（中心市街地城まち地区）	和歌山市	平成20年4月1日 ～24年3月31日
108	都市再生整備計画（広島都心地区）	広島市	平成18年4月1日 ～23年3月31日
109	都市再生整備計画（旭・宇品地区）	広島市	平成19年4月1日 ～24年3月31日
110	都市再生整備計画（観音・舟入地区）	広島市	平成19年4月1日 ～24年3月31日

番号	計画名	作成市	計画期間
111	都市再生整備計画（五日市地区）	広島市	平成19年4月1日 ～24年3月31日
112	都市再生整備計画（安浦地区）	呉市	平成18年4月1日 ～23年3月31日
113	都市再生整備計画（福山駅南地区）	福山市	平成18年4月1日 ～23年3月31日
114	都市再生整備計画（松浜地区）	三原市	平成20年4月1日 ～25年3月31日
115	都市再生整備計画（文化交流拠点地区）	鳥取市	平成20年4月1日 ～25年3月31日
116	都市再生整備計画（玉造地区）	松江市	平成19年4月1日 ～24年3月31日
117	都市再生整備計画（宍道地区）	松江市	平成19年4月1日 ～24年3月31日
118	都市再生整備計画（大手前通り周辺地区）	松江市	平成20年4月1日 ～25年3月31日
119	都市再生整備計画（今市地区）	出雲市	平成18年4月1日 ～23年3月31日
120	都市再生整備計画（大社地区）	出雲市	平成18年4月1日 ～23年3月31日
121	都市再生整備計画（平田地区）	出雲市	平成19年4月1日 ～24年3月31日
122	都市再生整備計画（備前国府地区）	岡山市	平成18年4月1日 ～23年3月31日
123	都市再生整備計画（倉敷駅前東地区）	倉敷市	平成18年4月1日 ～23年3月31日
124	都市再生整備計画（潮風の快適交流都市・児島地区）	倉敷市	平成18年4月1日 ～23年3月31日
125	都市再生整備計画（玉島地区）	倉敷市	平成19年4月1日 ～24年3月31日
126	都市再生整備計画（長府駅周辺地区）	下関市	平成19年4月1日 ～24年3月31日
127	都市再生整備計画（常盤通り地区）	宇部市	平成19年4月1日 ～24年3月31日
128	都市再生整備計画（桃山地区）	宇部市	平成19年4月1日～29年3月31日 （交付期間：平成19年4月1日～24年3月31日）
129	都市再生整備計画（徳山駅周辺地区）	周南市	平成18年4月1日～26年3月31日 （交付期間：平成18年4月1日～23年3月31日）
130	都市再生整備計画（下笠居地区）	高松市	平成19年4月1日 ～22年3月31日
131	都市再生整備計画（丸亀市中心市街地区）	丸亀市	平成20年4月1日 ～25年3月31日
132	都市再生整備計画（住吉・城東地区）	徳島市	平成18年4月1日 ～22年3月31日

番号	計画名	作成市	計画期間
133	都市再生整備計画（昭和・津田地区）	徳島市	平成18年4月1日 ～23年3月31日
134	都市再生整備計画（かわうち阿波十郎兵衛地区）	徳島市	平成18年4月1日 ～23年3月31日
135	都市再生整備計画（松山市南部地区）	松山市	平成19年4月1日 ～24年3月31日
136	都市再生整備計画（大西町九王地区）	今治市	平成18年4月1日 ～23年3月31日
137	都市再生整備計画（新居浜駅周辺地区）	新居浜市	平成20年4月1日 ～24年3月31日
138	都市再生整備計画（高知駅周辺地区）	高知市	平成18年4月1日 ～23年3月31日
139	都市再生整備計画（北九州学術研究都市地区）	北九州市	平成18年4月1日 ～23年3月31日
140	都市再生整備計画（皿倉・河内地区）	北九州市	平成18年4月1日 ～23年3月31日
141	都市再生整備計画（福岡市西部地域地区）	福岡市	平成18年4月1日 ～23年3月31日
142	都市再生整備計画（七隈線沿線地区）	福岡市	平成19年4月1日 ～24年3月31日
143	都市再生整備計画（福岡都心部地区）	福岡市	平成20年4月1日 ～25年3月31日
144	都市再生整備計画（アイランドシティ地区）	福岡市	平成18年4月1日 ～23年3月31日
145	都市再生整備計画（新大牟田駅周辺地区）	大牟田市	平成19年4月1日～25年3月31日 （交付期間：平成19年4月1日～24年3月31日）
146	都市再生整備計画（山苞の道周辺地区）	久留米市	平成18年4月1日～27年3月31日 （交付期間：平成19年4月1日～24年3月31日）
147	都市再生整備計画（幸袋周辺地区）	飯塚市	平成18年4月1日 ～23年3月31日
148	都市再生整備計画（唐津市中心市街地地区）	唐津市	平成20年4月1日 ～25年3月31日
149	都市再生整備計画（出島・銅座地区）	長崎市	平成20年4月1日 ～25年3月31日
150	都市再生整備計画（長崎市東部地区）	長崎市	平成20年4月1日 ～25年3月31日
151	都市再生整備計画（佐世保市役所周辺地区）	佐世保市	平成18年4月1日 ～23年3月31日
152	都市再生整備計画（三川内山地区）	佐世保市	平成19年4月1日 ～24年3月31日
153	都市再生整備計画（諫早南部地区）	諫早市	平成18年4月1日 ～23年3月31日
154	都市再生整備計画（諫早中心地区）	諫早市	平成19年4月1日 ～24年3月31日

番号	計画名	作成市	計画期間
155	都市再生整備計画（熊本駅周辺地区）	熊本市	平成13年4月1日～29年3月31日 （交付期間：平成18年4月1日～23年3月31日）
156	都市再生整備計画（熊本市都心部地区）	熊本市	平成19年4月1日～29年3月31日 （交付期間：平成19年4月1日～24年3月31日）
157	都市再生整備計画（日奈久地区）	八代市	平成20年4月1日～25年3月31日
158	都市再生整備計画（大在・岡地区）	大分市	平成19年4月1日～24年3月31日
159	都市再生整備計画（滝尾中部地区）	大分市	平成19年4月1日～24年3月31日
160	都市再生整備計画（宮崎市中心市街地地区）	宮崎市	平成18年4月1日～23年3月31日
161	都市再生整備計画（宮崎市青島地区）	宮崎市	平成19年4月1日～24年3月31日
162	都市再生整備計画（宮崎市田野地区）	宮崎市	平成20年4月1日～25年3月31日
163	都市再生整備計画（宮崎市高岡中央地区）	宮崎市	平成20年4月1日～25年3月31日
164	都市再生整備計画（鹿児島市都心部地区）	鹿児島市	平成18年4月1日～23年3月31日
165	都市再生整備計画（郡山中央地区）	鹿児島市	平成18年4月1日～23年3月31日
166	都市再生整備計画（国分中央地区）	霧島市	平成19年4月1日～24年3月31日
167	都市再生整備計画（まきのはら地区）	霧島市	平成18年4月1日～23年3月31日
168	都市再生整備計画（モノレール牧志駅周辺地区）	那覇市	平成20年4月1日～24年3月31日
169	都市再生整備計画（浦添南第一地区）	浦添市	平成19年4月1日～24年3月31日
170	都市再生整備計画（浦添市仲間地区）	浦添市	平成19年4月1日～24年3月31日
171	都市再生整備計画（石川地区）	うるま市	平成19年4月1日～24年3月31日
合計 171 計画			

(注) 1 当省の調査結果による。

2 「計画期間」については、計画書に計画期間が年度単位で記載されている場合は、計画開始年の4月1日から計画終了年の3月31日までとし、全て年月日単位に整理して記載している。

また、計画期間と都市再生法第47条第2項に基づく交付期間が異なる計画については、交付期間も記載している。

表 2-②-iii 中心市街地活性化基本計画

番号	計画名	作成市	計画期間
1	帯広市中心市街地活性化基本計画	帯広市	平成 19 年 8 月 1 日 ～24 年 3 月 31 日
2	小樽市中心市街地活性化基本計画	小樽市	平成 20 年 7 月 1 日 ～25 年 3 月 31 日
3	青森市中心市街地活性化基本計画	青森市	平成 19 年 2 月 1 日 ～24 年 3 月 31 日
4	弘前市中心市街地活性化基本計画	弘前市	平成 20 年 7 月 1 日 ～26 年 3 月 31 日
5	八戸市中心市街地活性化基本計画	八戸市	平成 20 年 7 月 1 日 ～25 年 3 月 31 日
6	盛岡市中心市街地活性化基本計画	盛岡市	平成 20 年 7 月 1 日 ～25 年 3 月 31 日
7	秋田市中心市街地活性化基本計画	秋田市	平成 20 年 7 月 1 日 ～26 年 6 月 30 日
8	鶴岡市中心市街地活性化基本計画	鶴岡市	平成 20 年 7 月 1 日 ～25 年 3 月 31 日
9	山形市中心市街地活性化基本計画	山形市	平成 20 年 11 月 1 日 ～26 年 10 月 31 日
10	酒田市中心市街地活性化基本計画	酒田市	平成 21 年 3 月 1 日 ～27 年 3 月 31 日
11	高崎市中心市街地活性化基本計画	高崎市	平成 20 年 11 月 1 日 ～26 年 3 月 31 日
12	新潟市中心市街地活性化基本計画	新潟市	平成 20 年 3 月 1 日 ～25 年 3 月 31 日
13	長岡市中心市街地活性化基本計画	長岡市	平成 20 年 11 月 1 日 ～26 年 3 月 31 日
14	上越市（高田地区）中心市街地活性化基本計画	上越市	平成 20 年 11 月 1 日 ～26 年 3 月 31 日
15	甲府市中心市街地活性化基本計画	甲府市	平成 20 年 11 月 1 日 ～26 年 10 月 31 日
16	長野市中心市街地活性化基本計画	長野市	平成 19 年 5 月 1 日 ～24 年 3 月 31 日
17	飯田市中心市街地活性化基本計画	飯田市	平成 20 年 7 月 1 日 ～26 年 3 月 31 日
18	豊田市中心市街地活性化基本計画	豊田市	平成 20 年 7 月 1 日 ～25 年 3 月 31 日
19	富山市中心市街地活性化基本計画	富山市	平成 19 年 2 月 1 日 ～24 年 3 月 31 日
20	高岡市中心市街地活性化基本計画	高岡市	平成 19 年 11 月 1 日 ～24 年 3 月 31 日
21	金沢市中心市街地活性化基本計画	金沢市	平成 19 年 5 月 1 日 ～24 年 3 月 31 日
22	岐阜市中心市街地活性化計画	岐阜市	平成 19 年 5 月 1 日 ～24 年 9 月 30 日
23	浜松市中心市街地活性化基本計画	浜松市	平成 19 年 8 月 1 日 ～24 年 3 月 31 日

番号	計画名	作成市	計画期間
24	静岡市中心市街地活性化基本計画 (静岡地区)	静岡市	平成 21 年 3 月 1 日 ～26 年 3 月 31 日
25	静岡市中心市街地活性化基本計画 (清水地区)	静岡市	平成 21 年 3 月 1 日 ～26 年 3 月 31 日
26	掛川市中心市街地活性化基本計画	掛川市	平成 21 年 4 月 1 日 ～27 年 3 月 31 日
27	福井市中心市街地活性化基本計画	福井市	平成 19 年 11 月 1 日 ～25 年 3 月 31 日
28	和歌山市中心市街地活性化基本計画	和歌山市	平成 19 年 8 月 1 日 ～24 年 3 月 31 日
29	鳥取市中心市街地活性化基本計画	鳥取市	平成 19 年 11 月 1 日 ～25 年 3 月 31 日
30	米子市中心市街地活性化基本計画	米子市	平成 20 年 11 月 1 日 ～26 年 3 月 31 日
31	松江市中心市街地活性化基本計画	松江市	平成 20 年 7 月 1 日 ～25 年 3 月 31 日
32	山口市中心市街地活性化基本計画	山口市	平成 19 年 5 月 1 日 ～25 年 3 月 31 日
33	高松市中心市街地活性化基本計画	高松市	平成 19 年 5 月 1 日 ～25 年 3 月 31 日
34	西条市中心市街地活性化基本計画	西条市	平成 20 年 7 月 1 日 ～26 年 3 月 31 日
35	松山市中心市街地活性化基本計画	松山市	平成 20 年 11 月 1 日 ～26 年 10 月 31 日
36	久留米市中心市街地活性化基本計画	久留米市	平成 20 年 5 月 1 日 ～26 年 3 月 31 日
37	北九州市中心市街地活性化基本計画 (小倉地区)	北九州市	平成 20 年 7 月 1 日 ～26 年 3 月 31 日
38	北九州市中心市街地活性化基本計画 (黒崎地区)	北九州市	平成 20 年 7 月 1 日 ～26 年 3 月 31 日
39	諫早市中心市街地活性化基本計画	諫早市	平成 20 年 7 月 1 日 ～25 年 9 月 30 日
40	熊本市中心市街地活性化基本計画 (熊本地区)	熊本市	平成 19 年 5 月 1 日 ～24 年 3 月 31 日
41	八代市中心市街地活性化基本計画	八代市	平成 19 年 5 月 1 日 ～24 年 3 月 31 日
42	大分市中心市街地活性化基本計画	大分市	平成 20 年 7 月 1 日 ～25 年 3 月 31 日
43	宮崎市中心市街地活性化基本計画	宮崎市	平成 19 年 5 月 1 日 ～25 年 3 月 31 日
44	鹿児島市中心市街地活性化基本計画	鹿児島市	平成 19 年 12 月 1 日 ～25 年 3 月 31 日
合計 44 計画			

(注) 1 当省の調査結果による。

2 「計画期間」については、計画書に計画期間が年月単位で記載されている場合は、計画開始月の1日から計画終了月の末日までとし、全て年月日単位に整理して記載している。

表 2-(1)-ア 291 計画において実施された事業の実施概況

(単位：事業、%)

区 分	計画数	国の支援施策を活用	地域独自の取組	合 計
地域再生計画	76	296 (43.1)	390 (56.9)	686 (100)
都市再生整備計画	171	2,736 (95.2)	138 (4.8)	2,874 (100)
中心市街地活性化基本計画	44	1,537 (58.8)	1,076 (41.2)	2,613 (100)
合 計	291	4,569 (74.0)	1,604 (26.0)	6,173 (100)

(注) 1 当省の調査結果による。

2 各計画に記載された事業のうち、未着手となったものは除いた。

3 () 内は、それぞれの合計に占める割合を示す。

表 2-(1)-イ 国の支援施策の活用状況

(単位：事業、%)

区 分	計画数	特別の措置	その他の支援措置	合 計
地域再生計画	76	254 (85.8)	42 (14.2)	296 (100)
都市再生整備計画	171	2,313 (84.5)	423 (15.5)	2,736 (100)
中心市街地活性化基本計画	44	1,375 (89.5)	162 (10.5)	1,537 (100)
合 計	291	3,942 (86.3)	627 (13.7)	4,569 (100)

(注) 1 当省の調査結果による。

2 各計画に記載された事業のうち、未着手となったものは除いた。

3 () 内は、それぞれの合計に占める割合を示す。

表2-1)-イ-(ア)-① 地域再生計画の特別の措置の活用状況

区分	メニュー	府省名	事業数	小計	区分	メニュー	府省名	事業数	区分	メニュー	府省名	事業数	
地域再生計画の認定制度に基づく法律上の特別の措置	地域再生のための交付金の活用(地域再生基金強化交付金)	A3001 道整備交付金	内閣府、農林水産省、国土交通省	46	76	地域再生計画と連動した支援措置	B2002 地域における男女共同参画促進総合支援事業	内閣府	0	地域再生計画と連動した支援措置	B1101 地域新生コンソーシアム研究開発事業	経済産業省	5
		A3002 汚水処理施設整備交付金	内閣府、農林水産省、国土交通省、環境省	15			B2003 地域再生戦略交付金	内閣府	0		B1102 地域新規産業創造技術開発費補助事業	経済産業省	1
		A3003 港整備交付金	内閣府、農林水産省、国土交通省	15			C0301 地域資本市場育成のための投資家教育プロジェクトとの連携事業	金融庁	0		B1103 成長産業・企業立地促進等事業費補助金	経済産業省	2
	地域再生のための利子補給金の支給	A2004 地域再生支援利子補給金	内閣府	0	0		C3002 中小企業再生支援協議会、整理回収機構等の連携	経済産業省、金融庁	0		B1104 対内直接投資促進地域支援等事業	経済産業省	1
	特定地域再生事業	D2001 特定地域再生支援利子補給金	内閣府	0	0		B0402 ふるさと融資の限度額拡大	総務省	0		B1105 地域資源活用販路開拓等支援事業	経済産業省	11
		D2003 社会福祉の増進に資する事業等を行う株式会社に対する投資促進税制	内閣府	0			B0403 過疎地域等自立活性化推進交付金	総務省	0		B1107 地域イノベーション創出実証研究補助事業	経済産業省	7
		D3002 特定地域再生事業に係る地方債の特例	内閣府、総務省	0			B0501 外国人研究者等に対する永住許可弾力化事業	法務省	0		C0401 公共施設の転用に伴う地方債繰上償還免除	総務省	5
	地方活力向上地域特定業務施設整備計画の作成等	A3005 地方における本社機能の強化を行う事業者に対する特例	内閣府、総務省、厚生労働省、経済産業省	0	0		B0502 外国人研究者等に対する入国申請手続に係る優先処理事業	法務省	2		C0404 地域通貨モデルシステムの導入支援	総務省	1
		A3006 地域再生土地利用計画に基づく法律上の特別措置	内閣府、農林水産省、国土交通省	0	0		B0901 「高齢者活力創造」地域再生プロジェクトの推進	厚生労働省	0		C0701 日本政策投資銀行の低利融資等	財務省	2
	自家用有償旅客運送者による貨物の運送の特例	A1204 自家用有償旅客運送者による貨物の運送の特例	国土交通省	0	0		B0904 地域若者サポートステーション事業	厚生労働省	2		C0801 文化芸術による創造のまち支援事業の活用	文部科学省	1
		A1003 遊休工場用地等に導入する産業の特例	農林水産省	0	0		B0906 実践型地域雇用創造事業	厚生労働省	96		C3001 国民生活金融公庫の「新創業融資制度」の要件緩和	財務省、厚生労働省	1
	地域農林水産業振興整備計画の作成等	A1002 地域農林水産業振興施設を整備する事業に係る農地転用の許可等の特例	農林水産省	0	0		B1002 農山漁村活性化プロジェクト支援交付金	農林水産省	3		C2001 地域再生に資するNPO等の活動支援	内閣府	6
		A2005 構造改革特別区域計画の認定の手続の特例	内閣府	0	0		B1013 新規漁業就業者総合支援事業	農林水産省	0		合計(A)	-	259
	A2006 中心市街地活性化基本計画の認定の手続の特例	内閣府	0	B1021 6次産業化ネットワーク活動交付金			農林水産省	0	(うち、重複計上事業(B))		-	(5)	
	補助対象財産の転用・一元化・迅速化	A1101 産業集積形成基本計画の同意の手続の特例	経済産業省	0	9		B1022 農林水産業・食品産業科学技術研究推進事業	農林水産省	1		差引(A-B)	-	254
A3004 補助対象施設の有効活用		全府省庁	1	B1023 都市農村共生・対流総合対策		農林水産省	0						
A0801 補助金で整備された公立学校施設の転用の財産処分手続の弾力化		文部科学省	6	B1025 都市農業機能発揮対策事業		農林水産省	0						
A0802 史跡等購入費補助金により購入した土地の一時転用		文部科学省	0	B1201 地域再生等に資する実用化技術の研究開発助成		国土交通省	0						
A0803 公立社会教育施設の有効活用		文部科学省	0	B1204 訪日旅行促進事業		国土交通省	1						
A0804 社会体育施設の有効活用		文部科学省	0	B1207 「コミュニティ・レール」化への支援(幹線鉄道等活性化事業(形成計画事業))		国土交通省	0						
A0901 勤労青少年ホームの施設処分		厚生労働省	0	B1208 地域公共交通確保維持改善事業		国土交通省	0						
A0902 職業能力開発校の施設処分		厚生労働省	0	B1209 「小さな拠点」を核とした「ふるさと集落生活圏」形成推進事業		国土交通省	0						
A0904 保健衛生施設等の有効活用		厚生労働省	1	C0402 公共施設を転用する事業へのリニューアル債の措置		総務省	2						
A1001 農林水産関係補助対象施設の有効活用		農林水産省	0	C3004 公有地の拡大の推進に関する法律による先買いに係る土地を供することができる用途の範囲の拡大		総務省、国土交通省	2						
A1201 下水道補助対象財産の有効利用		国土交通省	0	B3001 地域再生計画に基づく目的別・機能別交付金の総合的な実施		内閣府、厚生労働省、農林水産省、国土交通省、環境省	0						
A1202 公営住宅における目的外使用承認の柔軟化		国土交通省	1	C3003 地域再生支援のための「特定地域プロジェクトチーム」の編成		国土交通省、総務省、財務省、厚生労働省、農林水産省、経済産業省、環境省、内閣府	0						
A1203 特定優良賃貸住宅における目的外使用承認の柔軟化		国土交通省	0	B2001 官民パートナーシップ確立のための支援事業		内閣府	6						
A1301 環境省関係補助対象財産の有効活用		環境省	0	B0801 社会システム改革と研究開発の一体的推進「地域再生人材創出拠点の形成」プログラム		文部科学省	9						
A2101 防衛省関係補助対象施設の有効活用		防衛省	0	B0802 現代的教育ニーズ取組支援プログラム(現代GD)		文部科学省	7						

(注) 1 「地域再生計画認定申請マニュアル(各論)」(平成27年12月14日内閣府地方創生推進室)等に基づき、当省が作成した。
 2 「事業数」は当省が調査対象とした76計画で活用された事業の数であり、平成26年度以前の特別の措置名で活用されたものを含む。また、一つの事業で複数の施策を活用している事業については、それぞれの施策に重複計上している。
 3 網掛けされた施策は、「地域再生計画認定申請マニュアル(各論)」(平成27年12月14日内閣府地方創生推進室)には掲載されていないが、それ以前のマニュアルに掲載されていたものである。
 なお、調査対象とした計画において活用された実績がなく、現在は特別の措置とはなっていないメニューは除いて整理した。

表2-(1)-イ-(7)-② 地域再生計画の特別の措置のメニュー数

(単位：メニュー)

区分	平成18年度	19年度	20年度	21年度	22年度	23年度	24年度	25年度	26年度	27年度	平均
法律上の特別の措置	20	22	22	21	18	18	18	21	21	25	20.6
閣議決定に基づく支援措置	26	43	58	48	38	30	32	26	26	27	35.4
合計	46	65	80	69	56	48	50	47	47	52	56.0

(注) 1 内閣府の「地域再生計画認定申請マニュアル」の「地域再生計画・支援措置一覧」に基づき、当省が作成した。

2 各年度当初におけるメニュー数を記載した。

表2-(1)-イ-(イ)-① 都市再生法第47条第2項の交付金の活用状況

メニュー	事業数	
道路	736	}
公園	132	
古都及び緑地保全事業	0	
河川	4	
下水道	4	
駐車場有効利用システム	0	
地域生活基盤施設（緑地、広場等）	276	
高質空間形成施設（植栽・緑化、電線類埋設・移設等）	177	
高次都市施設（地域交流センター、観光交流センター等）	88	
既存建造物活用事業	29	
土地区画整理事業	36	
市街地再開発事業	6	
住宅街区整備事業	1	
バリアフリー環境整備促進事業	0	
優良建築物等整備事業	0	
住宅市街地総合整備事業	0	
街なみ環境整備事業	9	
住宅地区改良事業等	0	
都心共同住宅供給事業	0	
公営住宅等整備	1	
都市再生住宅等整備	2	
防災街区整備事業	0	
中心拠点誘導施設	0	
生活拠点誘導施設	0	
高齢者交流拠点誘導施設	0	
人にやさしいまちづくり事業	1	
都市再生交通拠点整備事業	1	
事業活用調査	156	
まちづくり活動推進事業	149	
地域創造支援事業	505	
合 計	2,313	

基幹事業

提案事業

- (注) 1 国土交通省の社総交交付要綱の別表「都市再生整備計画事業の交付対象事業」等に基づき、当省が作成した。
 2 「事業数」は当省が調査対象とした171計画で活用された事業の数である。
 3 網掛けされた施策は、平成27年2月の別表「都市再生整備計画事業交付対象事業」には掲載されていないが、それ以前の別表に掲載されていたものである。
 なお、調査対象とした計画において活用された実績がなく、現在は交付対象事業となっていないメニューは除いて整理した。
 4 「基幹事業」及び「提案事業」については、表2-(1)-イ-(イ)-③「都市再生整備計画事業（旧まちづくり交付金）パンフレット（平成27年度版）（抜粋）」に記載のとおりである。

表 2-(1)-イ-(イ)-② 都市再生法第 47 条第 2 項の交付金のメニュー数

(単位：メニュー)

区 分	平成 18 年度	19 年度	20 年度	21 年度	22 年度	23 年度	24 年度	25 年度	26 年度	27 年度	平均
基幹事業	23	22	22	23	23	23	23	24	25	25	23.3
提案事業	3	3	3	3	3	3	3	3	3	3	3
合 計	26	25	25	26	26	26	26	27	28	28	26.3

(注) 1 国土交通省の社総交交付要綱の別表「都市再生整備計画事業の交付対象事業」に基づき、当省が作成した。

なお、平成 21 年以前は、都市再生整備計画事業の前身事業であるまちづくり交付金として実施されていたため、「まちづくり交付金交付要綱」の「まちづくり交付金の交付対象事業」に基づき、当省が作成した。

2 「基幹事業」及び「提案事業」については、次表「都市再生整備計画事業（旧まちづくり交付金）パンフレット（平成 27 年度版）（抜粋）」に記載のとおりである。

表 2-(1)-イ-(イ)-③ 都市再生整備計画事業の交付対象事業

○ 社会資本整備総合交付金交付要綱（平成 22 年 3 月 26 日）（抜粋）

附属第 2 編 交付対象事業の要件

イ-10 都市再生整備計画事業

表 10-(1) （都市再生整備計画時用の交付対象事業）

交付対象事業	交付対象事業の費用の範囲	間接交付の場合の事業に要する額
1.・2. (略)		
3. 地域創造支援事業	<p>都市再生整備計画の目標を達成するために必要な事業等に要する費用。ただし、以下の施設の整備に要する費用を除く。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 駐車場（本表第 10 の 3 に該当するもの） ・ 地域交流センター（本表第 12 の 1 に該当するもの） ・ 観光交流センター（本表第 12 の 2 に該当するもの） ・ まちおこしセンター（本表第 12 の 3 に該当するもの） ・ 子育て世代活動支援センター（本表第 12 の 4 に該当するもの） ・ 複合交通センター（本表第 12 の 5 に該当するもの） <p>なお、建築物である施設の整備については、1 箇所における整備に要する費用は 21 億円（市街地再開発事業等により建設される複合建築物の一部を活用して施設を整備する場合にあっては、30 億円）を限度とする。</p> <p>ただし、市町村が建築物である施設を整備する事業については、以下の全ての要件に該当する場合に限る。</p> <ol style="list-style-type: none"> ① 維持管理費を算出し国に提出していること。 ② 1)～4)のいずれかに合致すること。 <ol style="list-style-type: none"> 1) 郊外からまちなかへの移転、2) 施設の統廃合、3) 	同上

	<p>他施設との合築、4) 公共施設等総合管理計画を策定済み（平成28年度末までは策定見込みを含む。）であり、当該計画と施設整備に齟齬がないこと。</p> <p>③ 三位一体改革で税源移譲の対象となっていないこと。</p> <p>④ 他省庁の補助制度がないこと。</p>	
4. 道路	<p>1 以下のいずれかに該当する道路の整備に要する費用</p> <p>① 町村道については、地域高規格道路等大規模な事業を除く新設、改築又は修繕</p> <p>② 道路法第17条第1項又は第2項に基づき指定市又は市が管理する国道、都道府県道については、地域の課題に対応して面的に行われる小規模な改築又は修繕、並びに道路法施行令（昭和27年政令第479号）第1条の5及び都市再生特別措置法施行令（平成14年政令第190号）第14条に定める新設又は改築</p> <p>③ 道路法第17条第4項に基づき市町村が整備できる国道、都道府県道については、道路法施行令第1条の5に定める新設又は改築</p> <p>④ 都市再生法第58条に基づき市町村が整備できる国道、都道府県道については、都市再生特別措置法施行令第14条に定める新設又は改築</p> <p>2 市町村が実施する街路事業のうち、地域高規格道路等大規模な事業を除く新設又は改築に要する費用</p>	—
5. ～9. (略)		
10. 地域生活 基盤施設	<p>以下に掲げる施設の整備に要する費用</p> <p>1 緑地</p> <p>2 広場</p> <p>3 駐車場（共同駐車場を含む注1。） （ただし、一計画対象地区当たり概ね500台の駐車場の整備に要する費用（市町村が取得する場合に限り、購入費を含む。）を限度とし、整備に要する費用の4分の1に相当する額を限度とする。）</p>	同上
11. 高質空間 形成施設	<p>以下に掲げる施設の整備等に要する費用</p> <p>1 緑化施設等（植栽・緑化施設、せせらぎ・カスケード、カラー舗装・石畳、照明施設、ストリートファニチャー・モニュメント等）</p> <p>2 電線類地下埋設施設</p> <p>3 電柱電線類移設</p>	同上

○ 都市再生整備計画事業（旧まちづくり交付金）パンフレット（平成 27 年度版）（抜粋）

都市再生整備計画事業の交付対象事業について

市町村が都市再生整備計画事業を位置つけた社会資本整備総合交付金の交付を受けるためには、都市再生整備計画を位置つけた社会資本総合整備計画を作成し、国土交通大臣に提出することが必要です。

都市再生整備計画には、基幹事業・提案事業の2つの事業を位置つけることができます。都市再生整備計画の計画期間は、概ね3～5年です。その後も継続して事業を行う場合には、第2期の計画を作成することが可能です。

※個別事業の詳細につきましては、「社会資本整備総合交付金交付要綱」をご参照ください。

交付対象

市町村または協議会が実施する以下の事業

	交付対象事業	対象施設等
基幹事業	道路	
	公園	
	古都及び緑地保全事業	
	河川	
	下水道	
	駐車場有効利用システム	
	地域生活基盤施設	緑地、広場、駐車場（共同駐車場含む）、自転車駐車場、荷物共同集配施設、公開空地（屋内空間も含む）、情報板、地域防災施設、人工地盤等
	高質空間形成施設	緑化施設等、電線類地下埋設施設、電柱電線類移設、地域冷暖房施設、歩行支援施設・障害者誘導施設等
	高次都市施設	地域交流センター、観光交流センター、まちおこしセンター、子育て世代活動支援センター、複合交通センター
	既存建造物活用事業	
	土地区画整理事業	
	市街地再開発事業	
	住宅街区整備事業	
	バリアフリー環境整備促進事業	
	優良建築物等整備事業	
	住宅市街地総合整備事業	
	街なみ環境整備事業	
	住宅地区改良事業等	
	都心共同住宅供給事業	
	公営住宅等整備	公営住宅、地域優良賃貸住宅
都市再生住宅等整備		
防災街区整備事業		
提案事業	事業活用調査	
	まちづくり活動推進事業	
	地域創造支援事業	市町村の提案に基づく調査・事業

※都市再生整備計画に位置づける事業は基幹事業のみでも可能です。ただし提案事業のみでは実施できません。

※市町村以外の者（NPO法人等）が市町村から、その経費の一部に対して補助を受けて実施すること（間接交付）も可能です（一部事業を除く）。この場合、交付対象事業費は、市町村が負担する費用の範囲内かつ、当該事業に要する費用の3分の2を超えない範囲の額となります。

※個別事業の詳細につきましては、「社会資本整備総合交付金交付要綱」をご参照ください。

※都市再構築戦略事業においては、このほか、中心拠点誘導施設、生活拠点誘導施設、高齢者交流拠点誘導施設が対象となります。

提案事業の活用事例

平成16年度の制度創設以来、地域の創意工夫を活かした様々な提案事業が行われてきました。ここでは、その取り組みの一部をご紹介します。

にぎわいと活力のあるまちづくり



長野灯明祭り

長野県長野市「善光寺表参道地区」

まちなかににぎわいと活力を創出するため、長野の特色を生かしたライトアップや演奏会等のイベントを開催しました。

観光資源を活かしたまちづくり



むし湯温泉整備事業

大分県別府市「鉄輪温泉地区」

市民や観光客の交流を進め、賑わいを再生するため、老朽化が進む公営温泉の再生整備に併設して足湯を整備しました。

少子・高齢化に対応したまちづくり



児童館の整備

長野県佐久市「浅科地区」

子どもたちの健全育成を図るため、安心して学習・交流するための施設として、児童館を整備しました。

公共交通を活かしたまちづくり



コミュニティバス運行社会実験

愛知県豊田市「豊田市駅周辺地区」

駅を中心とした公共交通機関の機能強化を図るため、コミュニティバス運行の社会実験を行っています。

基幹事業との一体的な実施による効果的なまちづくり

まちづくりの目標を達成するためには、基幹事業だけではなく、地域の実情に応じた多様な事業を効果的に実施することが重要です。

都市再生整備計画の提案事業では、市町村が自主性・裁量性を発揮し、地域の創意工夫を活かした事業の実施が可能です。

(注) 下線は当省が付した。

表2-(1)-イ-(イ)-④ 都市再生整備計画における地域創造支援事業の活用状況

事業類型	事業数
交流施設整備	93
イベント	34
上下水道整備	31
防災・防犯施設設備設置	30
公共交通施設設備整備	28
調査・検討	26
公園・広場・遊歩道整備	25
福祉・医療・教育施設整備	24
公共交通の運営	23
既存施設の除却・解体	22
水路整備	20
施設等の環境対策	17
情報発信（観光情報、地場産業紹介）	13
道路附帯施設整備	11
河川改修	9
土地区画整理（補償費）	8
防災・防犯活動	7
漁港・港湾整備	7
空き店舗対策・開業支援	7
町並み保存	6
その他	64
合計	505

- (注) 1 当省の調査結果による。
 2 事業数が5未満のものは「その他」に計上した。
 3 施設整備には、施設の改修も含まれる。

表2-(1)-イ(ウ)-① 中心市街地活性化基本計画の特別の措置の活用状況

区分	施策名	省庁名	事業数	区分	施策名	省庁名	事業数	区分	施策名	省庁名	事業数	区分	施策名	省庁名	事業数
法に定める特別の措置	土地区画整理事業の換地計画において定める保留地の特例(法第16条)	国土交通省	0	社会資本整備総合交付金(都市再生整備計画事業)	国土交通省	503	社会資本整備総合交付金(バリアフリー環境整備促進事業)	国土交通省	0	中心市街地・商店街に出店・事業を行う中小小売業者等の設備投資資金等に対する低利融資(企業活力強化貸付(企業活力強化資金))	経済産業省	0	中心市街地・商店街に出店・事業を行う中小小売業者等の設備投資資金等に対する低利融資(企業活力強化貸付(企業活力強化資金))	経済産業省	0
	路外駐車場についての都市公園の占用の特例(法第17条)	国土交通省	0	民間都市開発推進機構による民間都市開発事業の支援	国土交通省	2	都市開発資金(都市環境維持・改善事業資金)	国土交通省	0	大規模小売店舗立地法の特例(第二種大規模小売店舗立地法特例区域)(法第65条)	経済産業省	11	大規模小売店舗立地法の特例(第二種大規模小売店舗立地法特例区域)(法第65条)	経済産業省	11
	中心市街地公共空地等の設置及び管理(法第18条、第19条)	国土交通省	0	社会資本整備総合交付金(市街地再開発事業等) 防災・安全交付金(市街地再開発事業等)	国土交通省	44	社会資本整備総合交付金(住宅市街地総合整備事業)	国土交通省	29	卸売市場施設整備対策	農林水産省	0	卸売市場施設整備対策	農林水産省	0
	中心市街地共同住宅供給事業(法第22条～第34条)	国土交通省	4	社会資本整備総合交付金(都市再生区画整理事業) 防災・安全交付金(都市再生区画整理事業)	国土交通省	1	社会資本整備総合交付金(住宅市街地総合整備事業)	国土交通省	4	鉄道駅総合改善事業費補助	国土交通省	0	鉄道駅総合改善事業費補助	国土交通省	0
	地方住宅供給公社の設立の要件に関する特例(法第35条)	国土交通省	0	都市開発資金(用地先行取得資金(中心市街地活性化促進用地))	国土交通省	0	社会資本整備総合交付金(地域住宅計画に基づく事業) 防災・安全交付金(地域住宅計画に基づく事業)	国土交通省	48	地域公共交通確保維持改善事業(地域公共交通確保維持事業/地域公共交通バリア解消促進等事業/地域公共交通調査等事業)	国土交通省	16	地域公共交通確保維持改善事業(地域公共交通確保維持事業/地域公共交通バリア解消促進等事業/地域公共交通調査等事業)	国土交通省	16
	中心市街地特例通訳案内士育成等事業(法第36条)	国土交通省	0	社会資本整備総合交付金(暮らし・にぎわい再生事業) 防災・安全交付金(暮らし・にぎわい再生事業)	国土交通省	43	中心市街地商業活性化診断・サポート事業	経済産業省	3	踏切保安設備整備費補助	国土交通省	0	踏切保安設備整備費補助	国土交通省	0
	大規模小売店舗立地法の特例(第一種大規模小売店舗立地法特例区域)(法第37条・第38条)	経済産業省	16	街なか居住再生ファンド	国土交通省	3	中心市街地商業活性化アドバイザー派遣事業	経済産業省	8	地下鉄など鉄道整備に対する補助(都市鉄道整備事業費補助(地下高速鉄道/空港アクセス鉄道等)、幹線鉄道等活性化事業費補助)	国土交通省	0	地下鉄など鉄道整備に対する補助(都市鉄道整備事業費補助(地下高速鉄道/空港アクセス鉄道等)、幹線鉄道等活性化事業費補助)	国土交通省	0
	民間中心市街地商業活性化事業計画の経済産業大臣認定(法第42条)	経済産業省	0	中心市街地再生事業費補助金(商業施設改修等事業)	経済産業省	0	中心市街地再興戦略事業費補助金(調査事業、専門人材活用支援事業)	経済産業省	0	都市鉄道利便増進事業費補助	国土交通省	0	都市鉄道利便増進事業費補助	国土交通省	0
	独立行政法人中小企業基盤整備機構による協業業務(法第44条)	経済産業省	0	中心市街地再興戦略事業費補助金(先進的、実証的の事業)	経済産業省	0	戦略的中心市街地エネルギー有効利用事業費補助金(事業化可能性調査)	経済産業省	0	地域のまちづくりに寄与する官庁施設の整備	国土交通省	0	地域のまちづくりに寄与する官庁施設の整備	国土交通省	0
	中小企業投資育成株式会社法の特例(法第45条)	経済産業省	0	戦略的中心市街地エネルギー有効利用事業費補助金(実証事業)	経済産業省	0	民間まちづくり活動促進事業	国土交通省	7	地域新成長産業創出促進事業費補助金(戦略産業支援のための基盤整備事業)	経済産業省	0	地域新成長産業創出促進事業費補助金(戦略産業支援のための基盤整備事業)	経済産業省	0
	中小小売商業高度化事業に係る特定民間中心市街地活性化事業計画の主務大臣認定(法第7条第7項、第48条)	経済産業省	26	中心市街地における低利融資(企業活力強化貸付(企業活力強化資金))	経済産業省	0	集落基盤整備事業	農林水産省	0	電源地域産業関連施設等整備費補助事業	経済産業省	0	電源地域産業関連施設等整備費補助事業	経済産業省	0
	特定商業施設等整備事業に係る特定民間中心市街地活性化事業計画の主務大臣認定(法第7条第8項、第48条関係)	経済産業省	0	認定特定民間中心市街地活性化事業計画に基づく中小小売商業高度化事業の用に供する土地を譲渡した際の譲渡所得の特別控除	経済産業省	0	地域用水環境整備事業	農林水産省	0	地域の元気臨時交付金(地域経済活性化・雇用創出臨時交付金)	内閣府	13	地域の元気臨時交付金(地域経済活性化・雇用創出臨時交付金)	内閣府	13
	特定民間中心市街地経済活力向上事業計画の経済産業大臣認定(法第7条第13項、第50条関係)	経済産業省	1	中心市街地活性化ソフト事業	総務省	346	文化財建造物保存修理等事業	文部科学省	0	社会資本総合整備交付金(都市・地域交通戦略推進事業)	国土交通省	9	社会資本総合整備交付金(都市・地域交通戦略推進事業)	国土交通省	9
	独立行政法人中小企業基盤整備機構による市町村経由の資金の貸付制度(法第52条第2項)	経済産業省	0	中心市街地再活性化特別対策事業	総務省	1	伝統的建造物群保存修理等事業	文部科学省	1	戦略的中心市街地商業等活性化支援事業費補助金	経済産業省	94	戦略的中心市街地商業等活性化支援事業費補助金	経済産業省	94
	中小企業信用保険法の特例(法第53条)	経済産業省	0	特定民間中心市街地経済活力向上事業の用に供する建築物及び構築物を取壊した際の割増償却制度	経済産業省	0	特定地域再生事業費補助金	内閣府	0	中心市街地魅力発掘・創造支援事業費補助金	経済産業省	1	中心市街地魅力発掘・創造支援事業費補助金	経済産業省	1
	認定特定民間中心市街地経済活力向上事業に対する大規模小売店舗立地法の特例(法第58条)	経済産業省	0	特定民間中心市街地経済活力向上事業の用に供する不動産の取得又は建物の建築をした際の登録免許税の軽減	経済産業省	0	医療提供体制施設整備交付金	厚生労働省	1	戦略的中心市街地中小企業等活性化支援事業費補助金	経済産業省	14	戦略的中心市街地中小企業等活性化支援事業費補助金	経済産業省	14
	都市型新事業に係る特定民間事業計画の主務大臣認定(法第7条第11項第1号、第48条)	経済産業省	0	社会資本整備総合交付金(道路事業(区画))	国土交通省	10	社会福祉施設等施設整備費補助金	厚生労働省	0	次世代育成支援対策施設整備交付金	厚生労働省	8	次世代育成支援対策施設整備交付金	厚生労働省	8
	共通乗車船券(法第40条)	国土交通省	0	社会資本整備総合交付金(道路事業) 防災・安全交付金(道路事業)	国土交通省	45	保育所等整備交付金	厚生労働省	0	交通安全施設等整備事業	警察庁	1	交通安全施設等整備事業	警察庁	1
	道路の占用の特例(法第41条)	国土交通省	0	社会資本整備総合交付金(道路事業(街路)) 防災・安全交付金(道路事業(街路))	国土交通省	58	保育対策総合支援事業費補助金	厚生労働省	0	地域公共交通活性化・再生総合事業	国土交通省	11	地域公共交通活性化・再生総合事業	国土交通省	11
	中心市街地食品流通円滑化事業に係る特定民間事業計画の主務大臣認定(法第7条第11項第2号、第54条、第55条)	農林水産省	0	社会資本整備総合交付金(都市公園・緑地等事業)	国土交通省	12	地域介護・福祉空間整備等施設整備交付金	厚生労働省	1	公共交通活性化総合プログラム	国土交通省	1	公共交通活性化総合プログラム	国土交通省	1
	乗合バスの利用者の利便の増進のための事業に係る特定民間事業計画の主務大臣認定(法第7条第11項第3号、第56条)	国土交通省	1	社会資本整備総合交付金(下水道事業・都市水環境整備下水道事業) 防災・安全交付金(下水道事業・都市水環境整備下水道事業)	国土交通省	4	地域介護・福祉空間整備推進交付金	厚生労働省	0	自動車運送事業の安全・円滑化総合対策事業	国土交通省	7	自動車運送事業の安全・円滑化総合対策事業	国土交通省	7
	貨物運送効率化事業に係る特定民間事業計画の主務大臣認定(法第7条第11項第4号、第57条)	国土交通省	0	社会資本整備総合交付金(港湾事業) 防災・安全交付金(港湾事業)	国土交通省	0	公立文教施設の整備	文部科学省	1	商店街まちづくり事業(中心市街地活性化事業)	経済産業省	3	商店街まちづくり事業(中心市街地活性化事業)	経済産業省	3
				社会資本整備総合交付金(河川事業) 防災・安全交付金(河川事業)	国土交通省	5	地域支援事業交付金	厚生労働省	2	合計(A)		1,420	合計(A)		1,420
				社会資本整備総合交付金(住宅地地盤特定治水施設等整備事業) 防災・安全交付金(住宅地地盤特定治水施設等整備事業)	国土交通省	1	地域商業自立促進事業	経済産業省	0	(うち、重複計上事業(B))		(45)	(うち、重複計上事業(B))		(45)
				社会資本整備総合交付金(住宅市街地地盤整備事業) 防災・安全交付金(住宅市街地地盤整備事業)	国土交通省	0	まちプロデュース活動支援事業のうち、人材育成事業	経済産業省	0	差引(A-B)		1,375	差引(A-B)		1,375

(注) 1 「中心市街地活性化基本計画認定申請マニュアル<平成27年度版>」(内閣府地方創生推進室)等に基づき、当省が作成した。
 2 「事業数」は当省が調査対象とした44計画で活用された事業の数であり、平成26年度以前の特別の措置名で活用されたものを含む。また、一つの事業で複数の施策を活用している事業については、それぞれの施策に重複計上している。
 3 網掛けされた施策は、「中心市街地活性化基本計画認定申請マニュアル<平成27年度版>」(内閣府地方創生推進室)には掲載されていないが、27年度版以前のマニュアルに掲載されていたものである。
 なお、調査対象とした計画において活用された実績がなく、現在は特別の措置とはならないメニューは除いて整理した。
 4 社会資本整備総合交付金と防災・安全交付金は、「中心市街地活性化基本計画認定申請マニュアル<平成27年度版>」(内閣府地方創生推進室)に基づき、1メニューとしている。

表 2-(1)-イ-(ウ)-② 中心市街地活性化基本計画の特別の措置のメニュー数

(単位：メニュー)

区 分	平成	19年度	20年度	21年度	22年度	23年度	24年度	25年度	26年度	27年度	平均
	18年度										
法に定める特別の措置	18	18	18	18	18	18	14	14	22	22	18.0
認定と連携した支援措置・中心市街地活性化に資するその他支援措置	62	58	67	69	62	56	56	56	60	61	60.7
合 計	80	76	85	87	80	74	70	70	82	83	78.7

(注) 内閣府の「中心市街地活性化基本計画認定申請マニュアル」の「支援措置一覧」に基づき、当省が作成した。

表 2-(1)-イ-(ウ)-③ 中心市街地活性化基本計画の特別の措置の対象事業

<p><中心市街地活性化ソフト事業></p> <p>○ 特別交付税に関する省令（昭和 51 年自治省令第 35 号）（抜粋）</p> <p>附則第 5 条</p> <p>18 平成二十七年度に限り、第三条第一項第三号ロの額は、同号ロの規定によつて算定した額に次の各号に規定する算定方法に準ずる算定方法によつて都道府県知事が算定した額（第三号に掲げる額については、同号の規定によつて算定した額に、財政力指数が〇・八以上の指定都市にあつては〇・五を、〇・五以上〇・八未満の指定都市にあつては六分の十一から当該指定都市の財政力指数に三分の五を乗じて得た数を控除して得た数（小数点以下二位未満は、四捨五入する。）を、〇・五未満の指定都市にあつては一・〇をそれぞれ乗じて得た額とし、第四号、第五号及び第七号に掲げる額については、これらの規定によつて算定した額に、財政力指数が〇・八以上の市町村にあつては〇・五を、〇・五以上〇・八未満の市町村にあつては六分の十一から当該市町村の財政力指数に三分の五を乗じて得た数を控除して得た数（小数点以下二位未満は、四捨五入する。）を、〇・五未満の市町村にあつては一・〇をそれぞれ乗じて得た額とする。）の合算額を加えた額とする。</p> <p>一 （略）</p> <p>二 中心市街地再活性化対策に要する経費のうち特別交付税の算定の基礎とすべきものとして総務大臣が調査した額に〇・五を乗じて得た額</p> <p>三～七 （略）</p> <p>○ 平成 27 年度における中心市街地再活性化対策のために実施するイベント等のソフト事業の実施状況について（照会）（平成 27 年 8 月 21 日付け総務省自治行政局地域振興室長通知）</p> <p>1. 調査対象</p> <p>本調査の対象となるイベント等のソフト事業は、中心市街地の活性化に関する法律（平</p>
--

成 10 年法律第 92 号) 第 9 条第 10 項に定める内閣総理大臣の認定を受けた基本計画に位置づけられた市町村が行う事業（商店街振興組合、市民団体、第三セクター等が実施するものに対して助成する場合を含む。）のうち、市町村の負担する額（一般財源所要額）が 100 万円を超えるもので、次のいずれかに該当するもの。なお、一般財源所要額が 1 億円を超える事業については、当該事業に要する経費は 1 億円とする。

- ① 市町村全域又はより広域的な範囲を対象としたイベント事業で、その内容、規模等に鑑みて中心市街地の活性化を主目的とするイベント事業（商業ベースのものを除く。）の実施又は助成
- ② 市町村全域又はより広域的な範囲の住民を対象とした中心市街地活性化に関する講演会、シンポジウム等の事業の実施又は助成
- ③ 中心市街地活性化のためのまちづくりリーダー等の中心市街地活性化のための後継者育成研修事業への助成
- ④ 基本計画に位置付けられた事業の具体化に必要な詳細調査、資金計画、事業性評価、合意形成等の事業
- ⑤ 中心市街地における空き店舗対策事業
- ⑥ その他中心市街地の再活性化のために特に重要なソフト事業

<戦略的中心市街地商業等活性化支援事業費補助金>

○ 戦略的中心市街地商業等活性化支援事業費補助金要綱（平成 17 年 5 月 24 日）（抜粋）

（定義）

第 2 条 この要綱で「補助事業」とは、市町村が中心市街地の活性化に向けて積極的に取り組む地域において、中心市街地の活性化に関する法律（平成 10 年法律第 92 号。以下「法」という。）第 9 条第 6 項に規定する認定を受けた基本計画（以下「認定基本計画」という。）に基づき実施される事業であって、補助事業を実施する者（地方公共団体を除く。以下「補助事業者」という。）が行う先進的な商業基盤施設又は商業施設の整備事業（以下「施設整備事業」という。）及び商業等の活性化に寄与する事業（以下「活性化事業」という。）をいう。

（交付の目的）

第 3 条 この補助金は、中心市街地において、補助事業者が施設整備事業及び活性化事業を実施するために必要な経費の一部を国が補助することにより、中心市街地活性化の実効性を更に高めることを目的とする。

(別表)

	補助金の交付の対象	補助対象経費の区分
戦略的 中心 市街地 商業等 活性化 支援 事業 費 補助 金	<p>1. 施設整備事業</p> <p>次の商業基盤施設及び商業施設等（これら施設と一体的に整備される設備を含む。）の建設又は取得に要する経費（ただし、調査設計費及び施設の敷地となる土地の取得・使用・造成・補償に要する経費は除く。）</p> <p>(1) 来街者又は居住者利便施設</p> <ul style="list-style-type: none">①教養文化施設等②来街者又は居住者を誘導及び滞留させるための施設③その他これらに類する施設 <p>(2) 商業等業務円滑化施設</p> <p>(3) 商業等の活性化に資する施設</p> <ul style="list-style-type: none">①商業インキュベーター施設②テナントミックスに資する施設③その他これらに類する施設	<p>・施設整備事業費</p>
	<p>2. 活性化事業</p> <p>商業等の活性化に寄与することが見込まれる事業に要する経費（ただし、事業者の人件費、備品購入費にかかる経費は除く。）</p>	<p>・活性化事業費</p>

表2-(1)-イ-(ウ)-④ 中心市街地活性化基本計画における都市再生法第47条第2項の
交付金の活用状況

メニュー	事業数	
道路	106	}
公園	20	
古都及び緑地保全事業	0	
河川	0	
下水道	0	
駐車場有効利用システム	0	
地域生活基盤施設	64	
高質空間形成施設	70	
高次都市施設	19	
既存建造物活用事業	6	
土地区画整理事業	6	
市街地再開発事業	7	
住宅街区整備事業	0	
バリアフリー環境整備促進事業	1	
優良建築物等整備事業	1	
住宅市街地総合整備事業	0	
街なみ環境整備事業	1	
住宅地区改良事業等	0	
都心共同住宅供給事業	0	
公営住宅等整備	0	
都市再生住宅等整備	1	
防災街区整備事業	0	
中心拠点誘導施設	0	
生活拠点誘導施設	0	
高齢者交流拠点誘導施設	0	
人にやさしいまちづくり事業	1	
事業活用調査	13	}
まちづくり活動推進事業	49	
地域創造支援事業	146	
合 計 (A)	511	
うち、重複計上事業 (B)	(8)	
差引 (A - B)	503	

基幹事業

提案事業

(注) 1 国土交通省の社総交交付要綱の別表「都市再生整備計画事業の交付対象事業」等に基づき、当省が作成した。
 2 「事業数」は当省が調査対象とした44計画で活用された事業の数である。
 3 網掛けされた施策は、平成27年2月の別表「都市再生整備計画事業の交付対象事業」には掲載されていないが、それ以前は社総交交付要綱に掲載されていたものである。
 なお、調査対象とした計画において、活用された実績がなく、現在は交付対象事業となっていないメニューは除いて整理した。

表2-(1)-イ-(ウ)-⑤ 中心市街地活性化基本計画における
地域創造支援事業の活用状況

事業類型	事業数
交流施設整備	38
イベント	15
空き店舗活用・開業支援	12
公園・広場・遊歩道	8
公共交通施設・設備整備	6
公共交通の運営	6
情報発信（観光情報、地場産業紹介）	6
調査・検討	6
道路整備	5
その他	44
合計	146

- (注) 1 当省の調査結果による。
 2 事業数が5未満のものは「その他」に計上した。
 3 施設整備には、施設の改修も含まれる。

表2-(1)-ウ 地域独自の取組

(単位:事業、%)

区分	市が単独で実施した事業		民間等が実施した事業		都道府県が実施した事業		合計
	従来から実施	新たに着手	従来から実施	新たに着手	従来から実施	新たに着手	
地域再生計画	249 (63.8)	65	80 (20.5)	38	61 (15.6)	11	390 (100)
都市再生整備計画	82 (59.4)	64	46 (33.3)	17	10 (7.2)	5	138 (100)
中心市街地活性化基本計画	395 (36.7)	115	657 (61.1)	303	24 (2.2)	14	1,076 (100)
合計	726 (45.3)	244	783 (48.8)	358	95 (5.9)	26	1,604 (100)

(注)1 当省の調査結果による。

2 各計画に記載された事業のうち、計画期間中に未着手になったものは除いた。

3 「民間等」には、中心市街地活性化協議会、商店街振興組合等が含まれる。

4 ()内は、各計画の合計に占める割合であり、少数第2位を四捨五入しているため、合計しても必ずしも100%にならない。

表2-(1)-ウ-(ア) 地域再生計画における地域独自の取組

① 市が単独で実施した事業のうち、計画作成を契機に新たに取り組んだ事業

事業類型	事業数
企業誘致、開業支援	15
イベント	12
地域美化活動の推進	5
施設運営	5
その他	28
合計	65

(注) 1 当省の調査結果による。
2 事業数が5未満のものは「その他」に計上した。

② 民間等が実施した事業のうち、計画作成を契機に新たに取り組んだ事業

事業類型	事業数
イベント	16
商品・技術開発	8
その他	14
合計	38

(注) 1 当省の調査結果による。
2 事業数が5未満のものは「その他」に計上した。

③ 都道府県が実施した事業のうち、計画作成を契機に新たに取り組んだ事業

事業類型	事業数
道路舗装	2
その他	9
合計	11

(注) 1 当省の調査結果による。
2 事業数が最も多いもの以外は「その他」に計上した。

表2-(1)-ウ-(イ) 都市再生整備計画における地域独自の取組

① 市が単独で実施した事業のうち、計画作成を契機に新たに取り組んだ事業

事業類型	事業数
庁舎整備	10
案内板等設置	7
道路維持修繕	5
その他	42
合計	64

- (注) 1 当省の調査結果による。
 2 事業数が5未満のものは「その他」に計上した。
 3 整備には、改修も含まれる。

② 民間等が実施した事業のうち、計画作成を契機に新たに取り組んだ事業

事業類型	事業数
イベント	4
その他	13
合計	17

- (注) 1 当省の調査結果による。
 2 事業数が最も多いもの以外は「その他」に計上した。

③ 都道府県が実施した事業のうち、計画作成を契機に新たに取り組んだ事業

事業類型	事業数
河川改修	2
その他	3
合計	5

- (注) 1 当省の調査結果による。
 2 事業数が最も多いもの以外は「その他」に計上した。

表2-(1)-ウ-(ウ) 中心市街地活性化基本計画における地域独自の取組

① 市が単独で実施した事業のうち、計画作成を契機に新たに取り組んだ事業

事業類型	事業数
調査・検討	14
情報発信（生活情報、空き家等）	13
空き店舗活用・開業支援	13
イベント	12
施設運営	10
広場・公園・遊歩道整備	7
制度	6
交流施設整備・改修	5
その他	35
合計	115

- (注) 1 当省の調査結果による。
 2 事業数が5未満のものは「その他」に計上した。
 3 整備には、改修も含まれる。

② 民間等が実施した事業のうち、計画作成を契機に新たに取り組んだ事業

事業類型	事業数
イベント	49
情報発信（観光情報、空き店舗等）	34
商品券発行等の販売促進活動	30
商業施設等整備	28
調査・検討	27
公共交通の運営	22
施設運営・スペース提供	17
交流施設整備	16
講習・研修	9
公共交通施設・設備整備	8
福祉・医療・教育（ハード）	8
居住施設整備	6
テナントミックス（空き店舗活用）	7
その他	42
合計	303

- (注) 1 当省の調査結果による。
 2 事業数が5未満のものは「その他」に計上した。
 3 整備には、改修も含まれる。

③ 都道府県が実施した事業のうち、計画作成を契機に新たに取り組んだ事業

事業類型	事業数
調査・検討	3
その他	7
合計	10

- (注) 1 当省の調査結果による。
 2 事業数が最も多いもの以外は「その他」に計上した。